

農地法第 5 条（許可申請）

この申請は、市街化調整区域内にある農地について、農地の所有者又は耕作者以外の者が、その農地の売買又は賃借等の後に転用する場合に、農業委員会を經由して大阪府知事に提出する書類です。（なお、農地の転用面積が 4 ヘクタールを越える場合は、農林水産大臣の許可となり、大阪府に直接許可申請を行う事になります。）

1. 提出書類

農地法第 5 条の規定による許可申請書 3 部

2. 添付書類（添付書類 2 部のうち 1 部は写しとすることができます。）

必 要 書 類		部 数	備 考
1	土地登記簿謄本	2 部	
2	申請地の位置図及び附近の状況を表示する図面 (1/5,000 ～ 1/10,000 程度)	2 部	
3	申請地及び付近の地番を表示する図面（地積図）	2 部	
4	申請地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置 及び施設間の距離を表示する図面（配置図）等 (1/200 ～ 1/2,000 程度)	2 部	注 1 を参照
5	利害関係承諾書	2 部	所定用紙
6	残高証明・融資証明等（事業を実施するために必要な 資力があることを証する書面）	2 部	
7	その他個々に応じて必要な書類	2 部	注 2

①公的機関の証明書等は、発行後 3 か月以内のものを添付してください。

②申請書及び添付書類には、同一の印鑑を使用してください。

③許可書の受領の際は、受領する方の印鑑を持参してください。

【注1】 目的別による追加必要書類

目的別	必要書類	部数
農家住宅	現在の耕作状況一覧表	2部
	「開発許可不要証明書」の写し又は開発許可不要事案である旨の奥書がされた開発許可協議書の写し	2部
農業用倉庫	農業用倉庫利用計画書、計画図	2部
	現在の耕作状況一覧表	2部
	「開発許可不要証明書」の写し又は開発許可不要事案である旨の奥書がされた開発許可協議書の写し	2部
社会福祉施設等	「開発許可不要証明書」の写し又は開発許可不要事案である旨の奥書がされた開発許可協議書の写し	2部
露天駐車場	露天駐車場を転用目的とする利用計画書	2部
	露天駐車場利用計画図	2部
	利用予定者の要望書等（貸駐車場の場合）	2部
	開発行為に該当しない旨の証明書 （転用面積が500㎡以上となる場合）	2部
露天資材置場	露天資材置場を転用目的とする利用計画書	2部
	露天資材置場利用計画図	2部
	現事務所と申請地との位置関係図（事業用の場合）	2部
	業の許・認可証（写） （申請者が事業を営むにあたり他法令の許認可が必要な場合）	2部
	開発行為に該当しない旨の証明書 （転用面積が500㎡以上となる場合）	2部
植林	周辺の土地利用現況図	2部
	植林計画書、植林計画図、苗木の見積書	2部
一時転用	一時転用計画書	2部
	契約書（写）	2部

【注 2】 その他個々に応じて必要な書類

項 目	必 要 書 類	備 考
申請者が法人である場合	法人登記事項証明及び定款等 ※定款には「原本と相違ない」旨を記入すること。	
法人格を有しない団体の用に供するため、その代表者又は全員が申請する場合	契約の写し	
申請地が賃貸借権等適法な権限により第三者に貸し付けている小作地の場合 (事前に小作関係を解消しておく必要があります。)	①賃貸借につき農地法第 18 条第 1 項の許可書 (写) ②合意解約書 (写) (農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が必要) ③使用貸借による権利の場合は、合意解約があった旨の書面 ※小作人が、今後も賃借関係を継続して申請する場合は、地主の承諾書と印鑑証明	
申請地の相続権者が未登記の場合	①相続関係図並びに戸籍謄本 ②遺産分割協議書 (写) 並びに戸籍謄本	
法定代理人等が申請する場合 ①親権者 ②後見人等 ③財産管理人等	①戸籍謄本 ②登記事項証明 ③裁判所の審判書 (写)	
申請地が土地改良区域内にある場合	土地改良区の意見書 (築留土地改良区又は青地井手口土地改良区)	
転用区域内に公道、水路を包含している場合	公用廃止及び払下げ手続き等を了している事を証する書類 (手続き中のものは申請書「その他」の欄に明記し、その手続きの書面の写し)	
転用目的にかかる事業が他の法令に基づく許・認可を要する場合	許・認可済を証する書類 (手続き中のものは事前協議書 (写) 等)	
事業を営むにあたり他法令の許・認可が必要な場合	許可書等 (写) (例)建設業の許可、宅建業の許可等	
都市計画法第 29 条の規定に基づく開発許可を伴う転用行為をする場合	開発許可 (写) 又は事前協議が済んでいる場合は事前協議書 (写)	
一筆のうち一部を転用する場合	地積測量図	
許可書を申請者以外の方が受領する場合	委任状等	

3. 注意事項

- (1) 申請書等の記載の仕方については、別紙の記載見本をご参照ください。
- (2) 農地の転用行為は、許可されるまで絶対に行わないようにしてください。また、許可書に記載した転用目的以外の転用行為を行えば農地法違反となりますので、ご注意ください。
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律により、農用区域の指定を受けた農地を転用する場合は、農用区域からその農地を除外した上で農地法の転用許可を受ける必要があります。
- (4) 相続税又は贈与税納税猶予の特例を受けている農地を転用すると納税猶予が取り消されますので、申請にあたっては十分注意してください。
- (5) 農業者年金の経営移譲年金を受給されている場合、転用にともない特定処分対象農地の返還を受けると支給が停止される場合があります。
- (6) 官公庁に提出する書類、その他権利義務又は事実に関する書類で、行政書士の専属業務に係わる書類を作成することは、行政書士の業務とされています。
農地法の申請書類の作成を第三者に依頼する場合は、行政書士会に入会している行政書士をご利用ください。